

◎刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第72号）

1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

- (1) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（第1条関係）
- (2) 職員の退職手当に関する条例（第2条関係）
- (3) 県立自然公園条例（第3条関係）
- (4) 心身障害者扶養共済制度条例（第4条関係）
- (5) 屋外広告物条例（第5条関係）
- (6) 岩手県自然環境保全条例（第6条関係）
- (7) 青少年のための環境浄化に関する条例（第7条関係）
- (8) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（第8条関係）
- (9) 砂防法施行条例（第9条関係）
- (10) 公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（第10条関係）
- (11) 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（第11条関係）
- (12) 青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例（第12条関係）
- (13) 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（第13条関係）
- (14) 循環型地域社会の形成に関する条例（第14条関係）
- (15) 岩手県統計調査条例（第15条関係）
- (16) 岩手県暴力団排除条例（第16条関係）
- (17) 岩手県行政不服審査会条例（第17条関係）
- (18) 公文書の管理に関する条例（第18条関係）
- (19) 岩手県情報公開・個人情報保護等審査会条例（第19条関係）
- (20) 岩手県議会個人情報の保護等に関する条例（第20条関係）

2 施行期日等

- (1) この条例は、令和7年6月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項～第5項関係）

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第73号）

- 1 特別職の職員の給料、議員報酬及び報酬の額を改定することとした。（別表第1関係）
- 2 特別職の職員の期末手当の支給割合を100分の175に改定することとした。（第3条、第4条関係）
- 3 特別職の職員の期末手当の支給割合を100分の172.5に改定することとした。（第3条、第4条関係）
- 4 その他所要の整備をすることとした。（第1条関係）

5 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 1による改正後の給料、議員報酬及び報酬の額は令和6年10月1日から、2による改正後の期末手当は同年12月1日から適用することとした。（附則第2項関係）
- (3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第74号）

1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

- (1) 医師等に係る初任給調整手当の支給限度額を月額415,600円から416,600円に、月額51,100円から51,600円にそれぞれ引き上げることとした。（第26条の2関係）
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を100分の71.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）に改定

することとした。(第38条関係)

(3) 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。(第39条関係)

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の110(特定幹部職員にあつては、100分の130)

イ 定年前再任用短時間勤務職員 100分の51.25(特定幹部職員にあつては、100分の61.25)

(4) 一般職の職員の給料月額を改定することとした。(別表第1～別表第5関係)

(5) 一般職の職員の寒冷地手当の支給限度額を改定することとした。(別表第8関係)

(6) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの等の昇給については、勤務成績が特に良好である場合に限り行うこととした。(第6条関係)

(7) 一般職の職員の扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止し、及び子に係る手当の月額を1人につき10,000円から13,000円に引き上げるとともに、併せて所要の整備をすることとした。(第27条、第28条、第41条の8関係)

(8) 一般職の職員の地域手当の級地の区分及び支給割合を改定することとした。(第28条の2関係)

(9) 一般職の職員の通勤手当の全額支給限度額を月額150,000円に引き上げるとともに、新幹線鉄道等利用者に係る通勤手当の支給要件を改めることとした。(第29条関係)

(10) 一般職の職員の管理職員特別勤務手当について、平日深夜に係る手当の支給対象となる時間帯を、午後10時から翌日の午前5時までまでに拡大することとした。(第34条の2関係)

(11) 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を100分の70(特定幹部職員にあつては、100分の60)に改定することとした。(第38条関係)

(12) 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。(第39条関係)

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の105(特定幹部職員にあつては、100分の125)

イ 定年前再任用短時間勤務職員 100分の50(特定幹部職員にあつては、100分の60)

(13) 定年前再任用短時間勤務職員に対し、地域手当(医療職給料表(1)適用職員に限る。)、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給することとした。(第41条の7関係)

(14) 一般職の職員の給料月額を改定するとともに、給料表の号給構成を改めることとした。(別表第1～別表第5関係)

(15) 一般職の職員の寒冷地手当の支給地域を改めることとした。(別表第7関係)

(16) 刑法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第38条の2、第38条の3関係)

(17) その他所要の整備をすることとした。(第28条の5関係)

## 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

暫定再任用職員に対し、地域手当(医療職給料表(1)適用職員に限る。)、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給することとした。(附則第8項関係)

## 3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(6)から(15)まで及び(17)、2並びに3(3)(附則第3項、第4項及び第14項関係を除く。)及び(5)から(7)までは令和7年4月1日から、1(16)及び3(3)(附則第14項関係に限る。)は同年6月1日から施行することとした。

(2) 1(1)による改正後の初任給調整手当、1(4)による改正後の給料月額及び1(5)による改正後の寒冷地手当は令和6年4月1日から、1(2)による改正後の期末手当及び1(3)による改正後の勤勉手当は同年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)

(3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項～第12項、第14項関係)

(4) この条例の施行に際し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。(附則第13項関係)

(5) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することとした。(附則第15項、第16項関係)

- (6) 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することとした。(附則第17項関係)
- (7) 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することとした。(附則第18項関係)
- (8) 3(6)及び(7)による改正後の医療局企業職員及び企業局企業職員の扶養手当及び寒冷地手当に係る経過措置は、医療局長又は企業局長が定めることとした。(附則第19項関係)

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第75号)

1 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を100分の71.25に改定することとした。(第29条関係)
- (2) 職員の勤勉手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。(第30条関係)
  - ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の110
  - イ 定年前再任用短時間勤務職員 100分の51.25
- (3) 職員の給料月額を改定することとした。(別表第1～別表第3関係)
- (4) 職員の寒冷地手当の支給限度額を改定することとした。(別表第6関係)
- (5) 職員の扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止し、及び子に係る手当の月額を1人につき10,000円から13,000円に引き上げるとともに、併せて所要の整備をすることとした。(第22条、第23条、第32条関係)
- (6) 職員の地域手当の級地の区分及び支給割合を改定することとした。(第23条の2関係)
- (7) 職員の通勤手当の全額支給限度額を月額150,000円に引き上げるとともに、新幹線鉄道等利用者に係る通勤手当の支給要件を改めることとした。(第24条関係)
- (8) 職員の管理職員特別勤務手当について、平日深夜に係る手当の支給対象となる時間帯を、午後10時から翌日の午前5時までまでに拡大することとした。(第28条の2関係)
- (9) 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を100分の70に改定することとした。(第29条関係)
- (10) 職員の勤勉手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。(第30条関係)
  - ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の105
  - イ 定年前再任用短時間勤務職員 100分の50
- (11) 定年前再任用短時間勤務職員に対し、へき地手当、へき地手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給することとした。(第31条の3関係)
- (12) 職員の給料月額を改定するとともに、給料表の号給構成を改めることとした。(別表第1～別表第3関係)
- (13) 職員の寒冷地手当の支給地域を改めることとした。(別表第5関係)
- (14) 刑法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第29条の2、第29条の3関係)
- (15) その他所要の整備をすることとした。(第23条の4、第26条の7関係)

2 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

暫定再任用職員に対し、へき地手当、へき地手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給することとした。(附則第8項関係)

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(5)から(13)まで及び(15)、2並びに3(3)(附則第3項、第4項及び第13項関係を除く。)及び(5)は令和7年4月1日から、1(14)及び3(3)(附則第13項関係に限る。)は同年6月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 1(3)による改正後の給料月額及び1(4)による改正後の寒冷地手当は令和6年4月1日から、1(1)による改正後の期末手当及び1(2)による改正後の勤勉手当は同年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
- (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項～第11項、第13項関係)
- (4) この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定めることとした。(附則第12項関係)

(5) 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正することとした。(附則第14項関係)

◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第76号)

- 1 一般職の任期付研究員の給料月額を引き上げることとした。(第5条関係)
- 2 一般職の任期付研究員の期末手当の支給割合を100分の175に改定することとした。(第6条関係)
- 3 一般職の任期付研究員の期末手当の支給割合を100分の172.5に改定することとした。(第6条関係)
- 4 その他所要の整備をすることとした。(第6条関係)
- 5 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3及び4は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第77号)

- 1 特定任期付職員の給料月額を引き上げることとした。(第7条関係)
- 2 特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の175に改定することとした。(第9条関係)
- 3 特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の95に改定することとした。(第9条関係)
- 4 特定任期付職員等に対し、勤勉手当を支給することとした。(第9条、第10条関係)
- 5 特定任期付職員等の特定任期付職員業績手当を廃止することとした。(第7条、第8条、第10条関係)
- 6 その他所要の整備をすることとした。(第9条～第11条関係)
- 7 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3から6までは、令和7年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第78号)

- 1 会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を100分の110に改定することとした。(第22条の2関係)
- 2 会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を100分の105に改定することとした。(第22条の2関係)
- 3 刑法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第21条、第22条関係)
- 4 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は令和7年4月1日から、3及び(3)(附則第4項関係に限る。)は同年6月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 1による改正後の勤勉手当は、令和6年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)

(3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項、第4項関係)

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例(条例第79号)

- 1 大麻草を栽培する者に係る免許の申請に対する審査の手数料の額を増額するとともに、併せて所要の整備をすることとした。(別表第4関係)
- 2 一般旅券発給手数料の額の区分を改めることとした。(別表第2関係)
- 3 施行期日等

(1) この条例は、令和7年3月1日から施行することとした。ただし、(2)(附則第3項関係に限る。)は公布の日から、2及び(2)(附則第4項関係に限る。)は同月24日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～第4項関係)

◎国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例(条例第80号)

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第3条関係)
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第81号）

- 1 岩手県立中央病院附属紫波地域診療センターを廃止することとした。（別表関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例（条例第82号）

- 1 次に掲げる手数料を新たに徴収することとした。（別表第7関係）
  - (1) 免許情報記録個人番号カード保有者第一種又は第二種免許証交付手数料
  - (2) 取得時不交付申出者特定免許情報記録手数料
  - (3) 更新時不交付申出者特定免許情報記録手数料
  - (4) 特定免許情報記録手数料
  - (5) 免許情報記録書換え手数料
  - (6) 更新時不交付申出者免許証更新手数料
  - (7) 経由地書換申出者免許情報記録経由更新手数料
  - (8) 免許情報記録経由更新手数料
  - (9) 免許情報記録更新手数料
  - (10) 経由地書換申出者免許証等経由更新手数料
  - (11) 免許証等経由更新手数料
  - (12) 免許証等更新手数料
  - (13) 経由地書換手数料
  - (14) 特定基準不該当者に係る違反運転者等更新時講習手数料
  - (15) 運転経歴情報記録手数料
- 2 次に掲げる手数料の額を増額することとした。（別表第7関係）
  - (1) 技能試験免除者大型、中型又は準中型免許試験手数料
  - (2) 特定失効者等大型、中型又は準中型免許試験手数料
  - (3) 大型、中型又は準中型免許試験手数料
  - (4) 技能試験免除者第一種普通免許試験手数料
  - (5) 特定失効者等第一種普通免許試験手数料
  - (6) 技能試験等免除者特定第一種又は第二種免許試験手数料
  - (7) 特定失効者等特定第一種又は第二種免許試験手数料
  - (8) 特定第一種又は第二種免許試験手数料
  - (9) 特定失効者等小型特殊又は原付免許試験手数料
  - (10) 小型特殊又は原付免許試験手数料
  - (11) 技能試験等免除者大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許試験手数料
  - (12) 特定失効者等大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許試験手数料
  - (13) 指定自動車教習所修了者仮免許試験手数料
  - (14) 普通免許等の失効後6月を超え1年以内の者に係る仮免許試験手数料
  - (15) 仮免許試験手数料
  - (16) 大型自動車、中型自動車又は準中型自動車検査手数料
  - (17) 普通自動車検査手数料
  - (18) 準中型免許再試験手数料
  - (19) 普通免許再試験手数料

- (20) 大型又は普通二輪免許再試験手数料
- (21) 原付免許再試験手数料
- (22) 第一種又は第二種免許証交付手数料
- (23) 第一種又は第二種免許証再交付手数料
- (24) 免許証経由更新手数料
- (25) 免許証更新手数料
- (26) 経由手数料
- (27) 運転技能検査手数料
- (28) 限定解除審査手数料
- (29) 大型、中型又は準中型免許技能検定員審査手数料
- (30) 普通免許技能検定員審査手数料
- (31) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許技能検定員審査手数料
- (32) 大型、中型又は準中型免許教習指導員審査手数料
- (33) 普通免許教習指導員審査手数料
- (34) 特定第一種免許教習指導員審査手数料
- (35) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許教習指導員審査手数料
- (36) 安全運転管理者等講習手数料
- (37) 取消処分者講習手数料
- (38) 大型車、中型車又は準中型車講習手数料
- (39) 準中型車講習手数料
- (40) 普通車講習手数料
- (41) 大型二輪車講習手数料
- (42) 普通二輪車講習手数料
- (43) 原付免許講習手数料
- (44) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許講習手数料
- (45) 応急救護処置講習手数料
- (46) 指定自動車教習所職員講習手数料
- (47) 準中型免許初心運転者講習手数料
- (48) 普通免許初心運転者講習手数料
- (49) 大型二輪免許初心運転者講習手数料
- (50) 普通二輪免許初心運転者講習手数料
- (51) 原付免許初心運転者講習手数料
- (52) 違反運転者等更新時講習手数料
- (53) 運転技能検査を要しない者等に係る高齢者講習手数料
- (54) 運転技能検査を要する者等に係る高齢者講習手数料
- (55) 違反者講習手数料
- (56) 社会参加活動選択違反者講習手数料
- (57) 若年運転者講習手数料
- (58) 特定小型原動機付自転車運転者講習手数料
- (59) 自転車運転者講習手数料
- (60) 通知手数料

- (61) 運転経歴証明書交付手数料
- (62) 運転経歴証明書再交付手数料
- (63) 特定任意講習手数料
- (64) 運転技能検査を要しない者等に係る特定任意高齢者講習手数料
- (65) 運転技能検査を要する者等に係る特定任意高齢者講習手数料

3 次に掲げる手数料の額を減額することとした。(別表第7関係)

- (1) 特定失効者等大型、中型又は準中型免許試験手数料
- (2) 大型、中型又は準中型免許試験手数料
- (3) 特定失効者等第一種普通免許試験手数料
- (4) 第一種普通免許試験手数料
- (5) 特定失効者等特定第一種又は第二種免許試験手数料
- (6) 特定失効者等小型特殊又は原付免許試験手数料
- (7) 特定失効者等大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許試験手数料
- (8) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許試験手数料
- (9) 仮免許証交付手数料
- (10) 仮免許証再交付手数料
- (11) 限定解除審査手数料
- (12) 特定第一種免許技能検定員審査手数料
- (13) 国外免許証交付手数料
- (14) 認知機能検査員講習手数料

4 優良運転者更新時講習等に係るオンライン講習について手数料の額を定めることとした。(別表第7関係)

5 その他所要の整備をすることとした。(別表第7関係)

6 施行期日

この条例は、令和7年3月24日から施行することとした。(附則関係)